

地域のみなさん

わたしたちは、
みなさんと
福祉をつなぐ
パイプ役です

民生委員・児童委員とは

厚生労働大臣から委嘱された 地域の奉仕者です

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

福祉制度・
支援サービスの
紹介をします

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中から 厚生労働大臣に指名された委員です

主任児童委員は、児童福祉法に基づいて民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員で、児童福祉に関する事柄を専門に担当し、他の民生委員・児童委員と連携を持ちながら活動します。

子どもを
中心に
幅広く活動

安心して
ご相談下さい
(守秘義務があります)

ご相談に応じた
専門機関の紹介を
いたします

福祉事業・福祉サービス

行政・専門機関と連携

民生委員・児童委員には守秘義務があります。

ご相談内容・個人情報等、秘密は厳守いたします。会社奉仕と基本的な人権の尊重を基本姿勢とする職務です。

【民生委員法第15条】民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

民生委員・児童委員活動の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県で誕生した「濟世顧問制度」を始まりとします。翌大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、昭和3年には方面委員制度が全国に普及しました。戦後（昭和21年）、民生委員令の公布により名称が現在の「民生委員」に改められました。

この間、一貫して生活困窮者の支援に取り組むとともに、とくに戦後は、時代の変化に応じて新たな活動に取り組むなど、地域の福祉増進のために常に重要な役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員の基本的性格

自主性

奉仕性

地域性

担当地域を基盤に、住民の立場で誠意をもち、謙虚に無報酬で活動を行う、ボランティアです。